

生活保護受給者の社会的な居場所づくりと 新しい公共に関する研究会報告書

平成22年7月

生活保護受給者の社会的な居場所づくりと
新しい公共に関する研究会

目 次

| | | |
|---|------------------------------------|---|
| 1 | 検討の趣旨 | 1 |
| 2 | 現状の認識と課題 | 2 |
| | (1) 生活保護をとりまく環境の変化 | 2 |
| | ① 社会の変化 | 2 |
| | ② 福祉施策の変化 | 2 |
| | (2) 生活保護が直面する課題の所在 | 3 |
| | ① 社会とのつながりの喪失 | 3 |
| | ② 自尊感情の喪失による意欲の低下 | 3 |
| | ③ 生活保護行政への負担の集中 | 3 |
| | ④ 更なる専門的な対応 | 3 |
| | ⑤ 就業体験・技能習得の充実 | 4 |
| | ⑥ 学習支援・社会性の育成の充実 | 4 |
| | ⑦ 地域から排除されることのない社会の構築 | 4 |
| 3 | 社会的な居場所の必要性和意義 | 4 |
| | (1) 生活上の課題と居場所 | 4 |
| | (2) 社会的な居場所の必要性 | 5 |
| 4 | 新しい公共の意義 | 6 |
| | (1) 新しい公共とは | 6 |
| | (2) 企業、NPO、社会福祉法人、住民等と行政が協働することの意義 | 6 |
| 5 | 社会的な居場所の確保と新しい公共との協働を促進するために | 7 |
| | (1) 考え方 | 7 |
| | ① 自立支援のあり方 | 7 |
| | ② 多様な「働き方」の考え方 | 8 |
| | ア 「働くこと」(労働)の意味 | 8 |
| | イ 多様な働き方 | 8 |
| | ③ 当事者性を尊重した支援の在り方 | 8 |

| | |
|--|----|
| (2) 企業、NPO、社会福祉法人、住民等と行政との協働を 促進するために必要な仕組み…… | 9 |
| ① 支援の可視化…… | 9 |
| ② 説明責任と事業評価…… | 9 |
| ③ 協働を円滑に行うためのポイント…… | 10 |
| (3) 実現に当たっての具体的な方策…… | 10 |
| ① 新しい公共に対する支援…… | 10 |
| ② 福祉事務所における人的体制の整備…… | 11 |
| ③ 地域ネットワークの構築…… | 11 |
| ④ パーソナル・サポート(個別支援)サービス…… | 11 |
| ⑤ ハローワークと福祉事務所等との連携による支援…… | 12 |
| ⑥ 生業扶助…… | 12 |
| ⑦ 居住支援の拡充…… | 12 |
| ⑧ その他…… | 13 |
| ア 重層的な生活課題を抱えた人に対する支援…… | 13 |
| イ 自助グループに対する支援…… | 13 |
| 6 おわりに…… | 13 |

【参考】

| | |
|--------|----|
| 委員名簿…… | 15 |
| 検討過程…… | 16 |

1 検討の趣旨

生活保護制度の目的は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立の助長を図ることである。自立助長推進のため、平成17年度から自立支援プログラムが導入され、各自治体においては、受給者の状況に応じて、経済的自立、社会生活自立、日常生活自立を目指すためのプログラムを策定・実施し、被保護者の自立支援に取り組み、一定の成果をあげてきた。

しかし、平成20年秋のリーマンショック以降、稼働能力を有すると考えられる、いわゆる「その他世帯（生活保護受給世帯の中で、高齢者世帯、傷病・障がい者世帯、母子世帯に該当しない世帯をいう。以下同じ。）」がとりわけ急増する一方で、現在の厳しい雇用情勢のもとで、就労を希望しているが、なかなか就職に結びつかず、求職活動が長期化する中で働く意欲を失ってしまい、就労という社会とのつながりがなくなった結果、社会から長らく孤立する人が増えてきている現状にある。

これらの人たちについては、これまでも自立支援プログラムによる支援を行ってきたが、今後さらに推し進めていくには、企業等の一般就労による経済的自立を目標に設定して、その実現のための支援策を講じるだけでなく、あわせて、日常生活自立や社会生活自立を考慮して社会とのつながりを結び直す支援を行うことが必要である。

また、学業や進学環境が十分に用意されない生活保護世帯の子どもが成長し、再び生活保護世帯になるという貧困の連鎖を防止するために、まずは地域に子どもがおり、そのままいられるような場を確保し、学習支援と共に社会性や他者との関係を育む支援を行うことが必要である。

このように、生活保護受給者が社会とのつながりを結び直すことができるようにするためには、生活保護受給者のための「社会的な居場所」づくりを進めることが極めて有効であると考えられる。

こうした社会的な居場所づくりには、先進事例を見ても、当事者（生活保護受給者）を中心として、企業、NPO、社会福祉法人、住民等と、福祉事務所をはじめとする行政が協働する「新しい公共」が不可欠である。

このため、本研究会では、生活保護受給者の社会的な居場所づくりに取り組む企業、NPO、社会福祉法人、住民等と行政との協働に関し、その在り方や先進的事例を紹介するとともに、各自治体の取り組みを促す具体的な方策についての提言をとりまとめる。

2 現状の認識と課題

(1) 生活保護をとりまく環境の変化

① 社会の変化

急激な少子高齢化をはじめとする社会の変化や新たな価値・理念の浸透により、多くの課題が現れている。

| 社会の変化 | 対応を必要とする課題 |
|---|---|
| 少子高齢化、核家族化、都市化、産業化の進展、扶養・連帯意識の変容など | 家族や地域等で担われてきた介護や育児等をいかに社会で支えていくかという課題など |
| 経済停滞による雇用失業情勢の悪化 | 雇用・失業問題とそれに連なる貧困・低所得者問題が社会問題化しており、その中でも特に、非正規雇用で代表されているワーキングプア問題、都市問題としてのホームレス問題、国際化の進展に伴う困窮外国人問題など |
| 差異や多様性、当事者性を積極的に認めるノーマライゼーションやソーシャルインクルージョン、エンパワメントの考え方など、新たな価値・理念の浸透 | これまで注目されてこなかった性や年齢に基づく差別、ドメスティックバイオレンス、虐待、引きこもり問題、権利擁護の必要性など |

※ ソーシャルインクルージョン：社会的に排除されている人びとを社会の一員として包み支え合うこと

※ エンパワメント：個人や集団が、自分たちに影響を及ぼす事柄を自分自身でコントロールできるよう支援していくこと

② 福祉施策の変化

こうした諸課題を受け、社会福祉政策においても変化が見られる。例えば、平成12年の社会福祉基礎構造改革及び介護保険法による介護サービス、平成17年には生活保護の自立支援プログラムが導入されている。

これらの福祉施策の考え方の通底には、利用者がサービスを選択して自らの意思に基づいて利用する当事者性、市町村が主体となってそれぞれの地域の特性に応じた取組を行う仕組み、利用者の自立を支援していく自立支援の考え方、という共通した方向性が示されている。

(2) 生活保護が直面する課題の所在

他の社会保障施策を補完する最後のセーフティネットとしての生活保護は、雇用施策や他の関連する施策のあり方によって、その役割も変化する。

近年、急速な少子高齢化、雇用の非正規化、世帯の単身化をはじめとする社会の急激な変化に伴い、社会保障制度の全般的な見直しの必要性が問われる中で、生活保護行政が直面する課題も顕在化してきている。

① 社会とのつながりの喪失

昨今、生活保護受給者の中でも就労に至らない人や引きこもりの若者などが社会から孤立化する事例がある。孤立化は生活する上で必要な人とのつながりや社会性を喪失させ、ますます自立が困難な状態に至らせるおそれがあることから、このような人たちへの支援が必要となってきた。

② 自尊感情の喪失による意欲の低下

厳しい社会状況、経済状況の中で、生活保護を受給するようになった人々の中には、生活保護を受給することの負い目を感じて他者との関わりを避けるようになった人、また、求職活動を続けるがなかなか職に就けず、自尊感情を喪失し、生きていくことや、物事に取り組む意欲を失ってしまう人が少なくない。社会や他者と関わる中で、自尊感情や他者から感謝される実感を高め、意欲を喚起していく支援が必要となってきた。

③ 生活保護行政への負担の集中

生活保護は、生活、住宅、教育、介護など生活全般を総合的に保障し、他の社会保障制度では必ずしも保障しきれない部分や制度の谷間を補うものである。しかし、少子高齢化や厳しい雇用情勢等、社会的リスクが多様化する中で、他分野の政策が必ずしも現実の変化に追いついていない面もあるため、最後のセーフティネットである生活保護行政に負担が集中している。このため、雇用保険を受給できない人々に対する第2のセーフティネットをはじめ、他法他施策の整備・充実が必要となってきた。

④ 更なる専門的な対応

住民のライフサイクルが多様化し、生活水準を更に向上させていく中で、生活保護世帯のニーズも多様化している。そのニーズに対応するため、福祉事務所の職員には、より深く、かつ幅広い知識や経験が求められている。とりわけ生活保護の実務を担当する職員（一般的に「ケースワーカー」と

呼ばれる職員。以下「生活保護担当職員」という。)には、地域資源(特定の地域において資源として活用可能なものや人・情報等)の活用・創造を前提として、ハローワーク等他機関やNPO等民間団体との連携・協働も含めた専門的な対応が必要となってきた。

⑤ 就業体験・技能習得の充実

有効求人倍率の低迷、非正規労働の増加等に伴い、生活保護においては、稼働能力を有する人が多いと考えられる「その他世帯」が急増している。このような状況において、特に、若年層や、長期間労働市場から離れてしまった稼働層への就業体験及び技能修得の充実が必要である。

⑥ 学習支援・社会性の育成の充実

貧困の連鎖を防止するためには、生活保護受給世帯の子どもに対する学習支援の充実が必要であることはこれまでも指摘されているが、その取組を今後さらに推し進めていくには、子どもの学力向上や進学支援にとどまらず、多様な地域の大人たちや同世代の子どもたちと出会い、関係を継続していくことのできるような環境を整備することにより、社会性の育成につなげていくことが必要である。

⑦ 地域から排除されることのない社会の構築

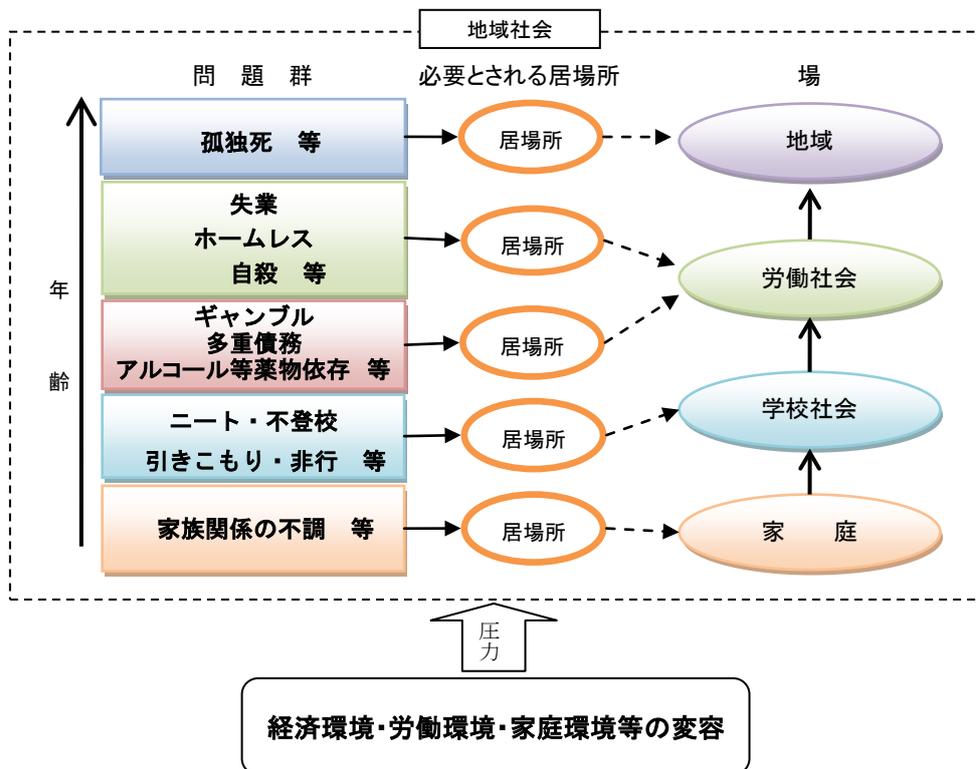
あらゆる人が地域から排除されることのない社会を目指すためには、総合的な取組が求められている。国や地方自治体という行政機関のみならず、企業、NPO、社会福祉法人、住民等の多様な主体の適切な役割分担と協力が必要である。

3 社会的な居場所の必要性和意義

(1) 生活上の課題と居場所

現代社会が抱える生活課題は、人口・家族・地域・産業・雇用・環境等の構造変容を通じて多様化する一方で、その多くの生活上の課題については、家族、学校、地域、職場等から排除された人たちが、それぞれの場で「居場所」が見いだせないことにより生じていると考えられる(図1)。

[図1] 現代の生活問題の態様



(2) 社会的な居場所の必要性

社会的な居場所とは、一般的に、社会とのつながりの中で、人々が、自分が受け入れられ、自分であることが尊重されると感じることでできる場所であると考えられる。生活保護行政においては、とりわけ、それぞれの場から排除された人たちが、社会の中で生活再建していくため、人と人、人と社会をつなぐシェルター（避難所）、またはスプリングボード（跳躍台）となる「社会的な居場所」が必要である。

本研究会では、稼働能力を有すると考えられる「その他世帯」の急増、貧困の連鎖という、生活保護が現在直面している喫緊の課題に鑑み、主として、第一に、就労を希望しているが、なかなか就職に結びつかない人、求職活動が長期化する中で、働くことへの意欲を失ってしまう人、就労という社会とのつながりがなくなった結果、社会から長らく孤立する人などを対象に、「多様な働き方」という視点で、社会的な居場所の必要性を、第二に、学業や進学に課題を抱える生活保護受給者の子どもを対象に、「学習支援・社会性の育成」という視点で、社会的な居場所の必要性を考える。

4 新しい公共の意義

(1) 新しい公共とは

行政に限らず、企業、NPO、社会福祉法人、住民等が協働して、新たな福祉課題に対応していくことが求められている。これが「新しい公共」と考える。

具体的には、社会福祉の供給主体として、公的部門（政府一国・自治体）、非営利公的部門（社会福祉法人、NPO等）、非営利非公的部門（ボランティア、住民組織等）、市場部門（企業）から成るそれぞれの主体が「福祉の増進・向上」という共通の目的に向けて、それぞれの得意分野（特質）を生かしつつ、協働を図る必要がある（図2）。

[図2] 各セクターの特質と課題

| | 経営主体 | 特質 | 課題 |
|---|----------------------|-------------------|-----------------------|
| 民 | 営利—企業 | ・企業の社会的責任（企業市民）等 | ・企業利益と公益性の調和等 |
| | 非営利—NPO —社会福祉法人等 | ・先駆性・開発性・柔軟性等 | ・活動を支える基盤（人・資金・情報等）等 |
| | 非営利—ボランティア —住民組織等 | ・自発性・無償性等 | ・専門性・継続性等 |
| 官 | 行政 | ・全体性・計画性・安定性・継続性等 | ・統制と裁量の判断、社会的合意と財源調達等 |

(2) 企業、NPO、社会福祉法人、住民等と行政が協働することの意義

企業、NPO、社会福祉法人、住民等と行政が適切な役割分担の下で協働し公共的課題に取り組むことは、新しい社会的ネットワークを構築することを意味する。

こうした新しい社会的ネットワークは、生活保護における自立支援を、より多面的に、生活保護受給者のニーズに即したかたちで行うことを促進する。

自立支援を行う際には、生活保護受給者の主体性を尊重し、それぞれが持つ力を引き出す支援を行うことが求められている。「社会的な居場所」づくりの担い手となる企業、NPO、社会福祉法人、住民等は、当事者の立場に立ち、各主体の特質を生かしたきめ細かな支援が提供できる存在と考えられる。そして生活保護受給者又は元生活保護受給者も単に支援の対象となるだ

けでなく、支援する側に回る事も考えられる。

こうした新しい公共による自立支援は、生活保護担当職員と生活保護受給者という関係性の中では見えにくかった、生活保護受給者自身の持つ力や可能性など、多様な側面を見いだすことを可能とし、自立支援をより効果的に行うことにつながるものと期待される。

一方で、協働に当たっては、地域資源（人・資金・情報等）の確保と、各団体の関係構築・パートナーシップ（協力関係）が重要であり、各団体が協働して生活保護受給者へサービス提供を行っていく必要がある。

5 社会的な居場所の確保と新しい公共との協働を促進するために

（1）考え方

① 自立支援のあり方

生活保護制度は、最低限度の生活の保障とともに自立の助長を図ることを目的とする制度であり、生活保護受給者に生活保障を行うとともに、それぞれの置かれている状況を把握し、自立支援を行うことが求められている。

自立とは、就労による経済的自立（経済的自立）のみならず、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること（日常生活自立）や、社会的なつながりを回復・維持するなど社会生活における自立（社会生活自立）の三つの概念を含んだものである。これら三つの自立は並列の関係にあるとともに、相互に関連するものである。

本研究会での主眼の一つである稼働年齢層の者に対する就労支援についても、生活保護受給者の状況に応じて、就労支援のみならず、まずは日常生活支援や社会生活支援などに結びつけていくという理解が重要である。

また、子どもへの支援についても、ただ学力向上や進学のみを目的とするのではなく、子どもが社会とのつながりを持ち、自分の居場所を実感できるような支援を行っていくことが重要である。

自立支援を行うに当たっては、生活保護受給者が主体的に自立に向けて取り組むことを念頭に置き、生活保護受給者の意思を尊重して、個々の状況に即した自立を目指す支援を行う必要があるとともに、自立に向かって取り組むことを側面から支えるという考えが必要となる。

② 多様な「働き方」の考え方

ア 「働くこと」(労働)の意味

一般的に、私たちは、「働くこと」(労働)を通して、社会に必要なモノ・サービスを作り出し、それらを消費(購入)することによって個人の生命や生活、そして文化、社会を支えている。また、「働くこと」(労働)を通して、人と人、人と社会のつながりを持つとともに、さらに、「働くこと」(労働)を通して、自己実現(やりがい、達成感、創造)を図っている。

イ 多様な働き方

「働くこと」(労働)については、労働市場を経由し労働に参加するという有給労働(ペイドワーク)と、労働市場を経由せずに労働に参加するという無給労働(アンペイドワーク)など、多様な働き方がある。

これまで、稼働年齢層にある生活保護受給者に対しては、ペイドワークに就くことを目的とした就労支援に先行して取り組んできた。

一方で、生活保護受給者の状況によっては、ペイドワークに就くことだけを目指とするのではなく、

- ・ 仕事(一般就労)に就く前段階の就業体験・技能修得や社会的(福祉的)就労などのアンペイドワークを通して、段階的に就労に向けたステップを踏んでいくことの効果
 - ・ ボランティア等を通じた社会参加の機会を作り、生活保護受給者が自尊感情や他者に感謝される実感を高めていくことにより、生活保護受給者自身が元々持っている力が発揮できるという効果
- があるなど、アンペイドワークにも大きな意義があるということについても、各地方自治体における自立支援の取組において明らかになりつつある。

③ 当事者性を尊重した支援の在り方

生活保護受給者の支援に当たっては、個々の違いを出発点とし、できる限りその意欲や自立性を高めていくという視点が重要である。

このためには、生活保護受給者個人の置かれている状態や意識に着目し、それぞれの持つ思い、不安、希望などを十分に受け止めることが求められる。さらに、プログラムの参加にあたっては、生活保護受給者の希望を尊重し、説明責任を果たすとともに、生活保護受給者が選択できるよう、個々のニーズに即したプログラムの開発をしていくことも大事である。さらに、

生活保護受給者の保護に留意すること、評価システム（生活保護受給者による評価、支援者による評価、第三者による評価）の導入を図ること等が必要であるが、評価システムは生活保護受給者自身の成長や変化について着目するものであり、他者との比較にならないよう留意する必要がある。

なお、稼働能力を有する人に対する就労支援に当たっては、画一的な指導により精神状態を悪化させ、かえって自立から遠ざかるようなことはあってはならないことであり、生活保護受給者の精神状態への配慮も不可欠である。

また、生活保護受給者の子どもの居場所づくりに当たっては、生活保護受給世帯以外の子どもの参加や、当該学習支援プログラムを受講していた子どもが成長して教える側に回るなど、多様な参加者の確保に留意すべきである。

（２）企業、NPO、社会福祉法人、住民等と行政との協働を促進するために必要な仕組み

① 支援の可視化

公的・私的を問わず、多くの主体が一体となって取り組むという新たな仕組みを効果的に導入・推進するためには、様々な段階における「支援の可視化」が重要である。

具体的には、行政と協働できる地域のNPO等民間団体の把握、モデル事業の立ち上げとその検証・評価・公表、生活保護受給者に対する多様な働き方の教示、生活保護受給者が選択可能となるような様々な情報の提示など、生活保護受給者、民間団体、地域住民の目から見える支援やつながりが必要である。

② 説明責任と事業評価

自立支援の目的は、生活保護受給者が抱える様々な生活課題を緩和・解決していくことであり、それが社会において理解されるためには、それらの事業立ち上げに当たって目指すところを判り易く示すとともに、貢献（効果、満足）を明らかにする到達レベル（評価）の確認を行うことが重要である。

事業評価に当たっては、生活保護受給者自身の評価、支援者自身による評価、当事者以外の第三者評価があり、このような評価手法の導入は、自立支援がより充実していくことにつながるものである。

また、評価を行うことは、具体的根拠に裏打ちされた実践を反映するこ

とであり、新しい公共の担い手にとって、生活保護受給者に対してはもちろんのこと、行政内外に対して説明責任を果たすこととなる。

③ 協働を円滑に行うためのポイント

企業、NPO、社会福祉法人、住民等と行政が円滑に協働していくためには、次のような点がポイントとなる。第一は、それぞれの持つ役割、機能、守備範囲を理解し合うことである。支援にかかわる担当者がそれぞれの職場、あるいは活動の場に足を運んだり、担当者自身が活動を体験してみるなど、取り組みや活動の内容を具体的に理解することが、当事者性を尊重した支援を展開していく観点からも大切である。第二は、生活保護受給者の同意と参加に基づく協働の体制を構築することである。協働していく上で、取り組みの主体である生活保護受給者が不在となることのないように配慮する必要がある。第三は、支援の目的、過程、到達レベルを確認し、取り組みを発展させるために関係者一同が集まり話し合う場を設定することである。地域で「社会的な居場所づくり」の取り組みを行う「企業、NPO、社会福祉法人、住民等」のための場、「プログラム参加者」のための場など、取り組みを評価したり、新たな取り組みを発想できるようなネットワーク、つながりが構築できるような場づくりが求められる。

(3) 実現に当たっての具体的な方策

① 新しい公共に対する支援

企業、NPO、社会福祉法人、住民等と行政が協働していくためには、当該地域における支援者の確保と育成が不可欠であるとともに、支援の質を確保する必要がある。

また、昨今の雇用情勢の悪化に伴い、企業等の一般就労が困難な状況下では、新しい公共の担い手となる企業、NPO、社会福祉法人、住民等には生活保護受給者の雇用の受け皿又は就業体験・技能習得の受け皿となることが期待される。

このため、まず、国においては、各地方自治体で先行確立された新しい公共を活用した事例・ノウハウの集積と地方自治体への還元・普及を図るとともに、生活保護担当職員や就労支援員等に対する研修会等の場を通じて効果的な教育・研修を行うことが必要である。その際、生活保護担当職員が担当する生活保護業務とNPO等に委託する業務の分別・整理についても留意する必要がある。

また、国及び地方自治体においては、NPO等において質が高く継続的な支援が可能になるよう、新しい公共に対する所要の財政措置を講ずることが適当であり、行政の対等なパートナーとして民間の創意工夫が発揮されるよう、委託条件の設定等については柔軟な運用に留意する必要がある。

② 福祉事務所における人的体制の整備

国においては、生活保護担当職員が、急増する生活保護受給世帯に迅速かつ適切に対応するとともに、生活保護受給者の社会的な居場所づくりを行うことも含めた自立支援に関する業務を充実させていくために、生活保護担当職員に関する地方交付税措置を引き続き充実させる必要があるほか、地方自治体と協力しつつ、就労支援員等生活保護担当職員以外の専門職の増配置にも引き続き取り組む必要がある。

地方自治体においては、生活保護受給者の社会的な居場所づくりを推し進めるために、福祉事務所長のリーダーシップの下で、管理職、生活保護担当職員、専門職員からなるチームを作り、組織的な取組を行うことが望まれる。

③ 地域ネットワークの構築

企業、NPO、社会福祉法人、住民等と行政が協働していくため、国及び地方自治体が新しい公共となり得る地域資源の開拓やその情報を把握するとともに、関連法人のリスト作りなど情報共有を推進していくことが重要である。

具体的な連携に当たり、行政の役割は、NPO等を「指導」する立場ではなく、対等の「パートナー」の立場として、新しい公共が中心となるネットワーク作りを推進することであり、こうした環境が整備されることによりNPO等においても社会的倫理観のある責任が期待されることになる。

さらに、地方自治体においては、生活保護受給者が様々な居場所や地域資源に関する情報を得る機会を増やしていくことも必要である。

④ パーソナル・サポート（個別支援）サービス

新しい公共の一例として、様々な生活上の困難に直面している生活保護受給者に対して、個別的かつ継続的に、相談・カウンセリングや各サービスにつなぐ等の役割を担う「パーソナル・サポート（個別支援）」サービスを導入することも一つの方法として有効と考える。

本年5月に内閣府が示した「パーソナル・サポート・サービス」については、今年度、まずモデル地域においてNPO等が提供主体となって

個別支援を行うこととされているが、生活保護受給者への支援を行う場合には、その人の抱える背景に寄り添って適切な支援が行えるよう、当事者同士や関係機関をつなげる経験と深い専門性を持った包括的なサポーターの育成が重要である。

一方、福祉事務所の組織についても、公的機関のみならずNPO等民間団体を含めた様々な地域資源につなげることができる専門性とネットワークを有することが重要であり、そのための人材の配置および確保と教育・研修が重要である。

⑤ ハローワークと福祉事務所等との連携による支援

ハローワークは、生活保護受給者の就労支援のために、福祉事務所等との連携により、ナビゲーターによる担当者制の就職支援、職業訓練等を実施しているが、今後、福祉事務所等との連携を一層強化するとともに、今回提案している新しい公共の枠組みの中で、企業その他、雇用又は就業体験・技能訓練の受け皿となり得るNPO、社会福祉法人等やパーソナル・サポーター等との連携を深めて、就労支援の観点から、生活保護受給者の社会的な居場所づくりのための取り組みに一定の役割を果たしていくことが重要である。

⑥ 生業扶助

生活保護の8つの扶助のうち、生業扶助は、生活保護受給者の増収又は自立の助長を図るために支給されるものであるが、本年4月に、新たに、高校卒業後就職先が内定した者が自動車免許を取得する場合も運転免許取得費用を支給するなど、随時運用改善が図られてきたところである。国においては、地方自治体等の要望を踏まえ、さらなる自立助長等に効果的な生業扶助の支給やその広報のあり方について検討することが望まれる。

⑦ 居住支援の拡充

病院・施設から居宅生活への移行を進めるとともに、就労の基盤づくりを図るという観点から、居住支援（住宅手当等の現金給付型だけでなく、住宅確保等の現物給付型も含む）については、本年5月に内閣府が示した「居住セーフティネット」の整備に向けた検討を踏まえつつ、生活保護に至らない又は生活保護からの自立につながるよう、その充実にに向けた検討が望まれる。

⑧ その他

ア 重層的な生活課題を抱えた人に対する支援

例えば、困窮・高齢単身・要介護・認知症などの課題を重層的に抱えた人をはじめ、地域で孤立しがちな生活保護受給者についても、自立支援プログラムのさらなる活用によって、地域生活支援や日常生活支援を強化する必要性を検討することが望まれる。

イ 自助グループに対する支援

障がいや疾病等を抱えた当事者については、これらの人たちによる自助グループへの参加費・交通費の支給などを通じて、当事者が主体となった居場所づくりを支援していくことを検討することが望まれる。

6 おわりに

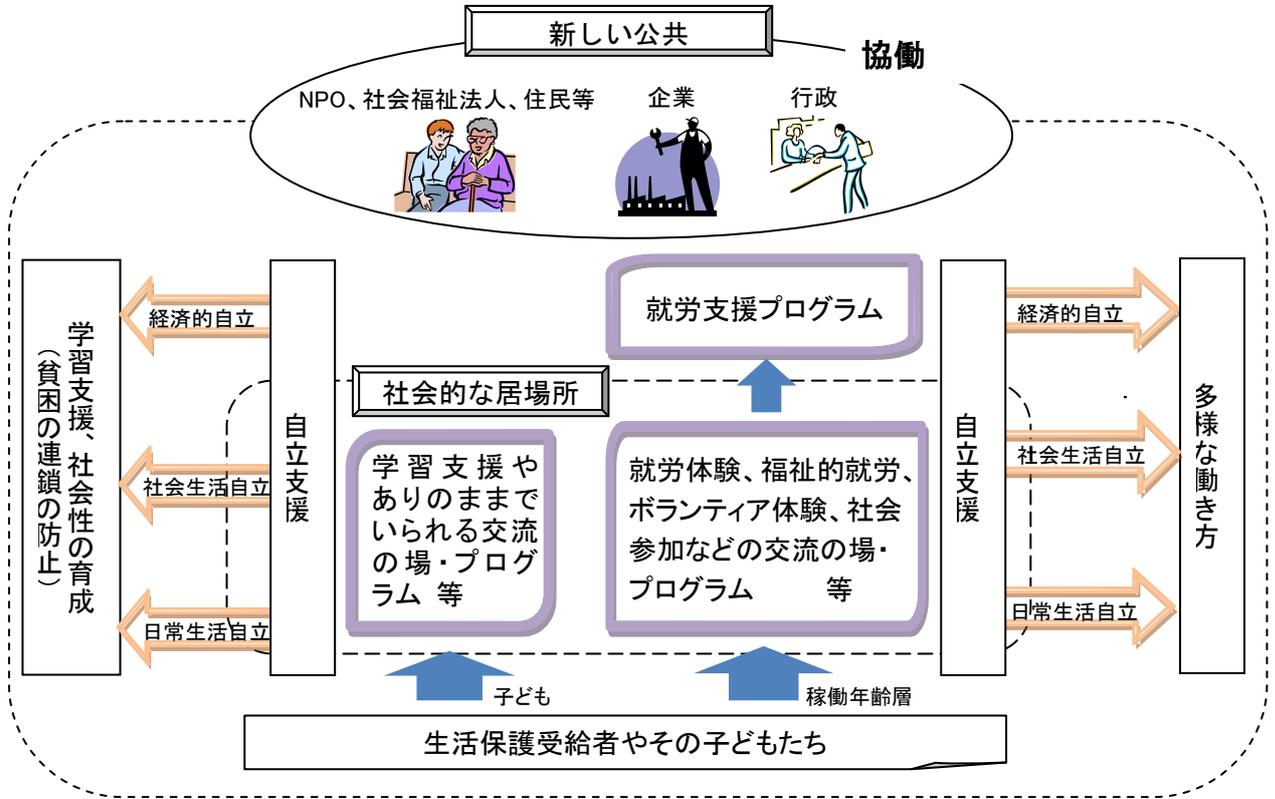
本研究会では、生活保護受給者の社会的な居場所づくりの必要性と、企業、NPO、社会福祉法人、住民等と行政が協働する「新しい公共」が不可欠であることについて、その考え方及び具体的提言を取りまとめるとともに、先進的事例の紹介を行った。

自治体においては、生活保護世帯のニーズが多様化し、深く幅広い知識や経験が求められるなど、更なる専門的な対応が必要となる中で、地域資源と協働することの意義を認識していただき、本報告書を参考にして、生活保護受給者の社会的な居場所づくりのために、企業、NPO、社会福祉法人、住民等との協働に取り組んでいただきたい（図3）。

また、企業、NPO、社会福祉法人、住民等においては、「新しい公共」の推進に向けて、さらに専門性、創造性等を発揮して、生活保護受給者に対する質の高い継続的な支援を行っていただくことを期待する。

さらに、生活保護受給者にとって、本報告が、社会とのつながりを結び直すことを通して、主体的な選択、自尊感情の回復等その持つ力の発揮、生活課題の緩和・解決に寄与するための一助となることを切に願っている。

[図3] 新しい公共による生活保護受給者の社会的な居場所づくり（例示）



生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会

委員名簿

(敬称略／五十音順)

| | |
|--------------------------------------|--------|
| NPO法人 自立生活サポートセンター・もやい理事長 | 稲葉 剛 |
| 新宿区福祉部生活福祉課長 | 井下 典男 |
| 首都大学東京都市教養学部教授 | 岡部 卓 |
| 釧路市福祉部生活福祉事務所生活支援主幹 | 櫛部 武俊 |
| 東京労働局職業安定部職業対策課課長補佐 | 小林 博志 |
| 有限会社 ビッグイシュー日本 東京事務所販売サポート担当 | 佐藤 えり子 |
| 明治学院大学社会学部教授 | 新保 美香 |
| NPO法人 自立支援センターふるさとの会理事(日本精神保健福祉士協会) | 瀧脇 憲 |
| NPO法人 文化学習協同ネットワーク若者自立支援事業統括責任者 | 藤井 智 |
| NPO法人 リロード代表 | 武藤 啓司 |
| NPO法人情報センターISIS大阪代表・NPO法人名古屋オレンジの会代表 | 山田 孝明 |
| 社会福祉法人 天竜厚生会高齢者支援事業部長(日本社会福祉士会) | 山村 睦 |

検討過程

第1回（4/5）15:00～17:00

- 委員自己紹介
- 国の自立支援の取り組み報告
- 委員からの報告（釧路市、新宿区）
- 意見交換

第2回（4/19）15:00～17:00

- 委員からの報告
（NPO 法人もやい、NPO 法人リロード、社会福祉法人天竜会）
- 意見交換

第3回（5/10）15:00～17:00

- 委員からの報告（有限会社ビッグイシュー、NPO 法人ふるさとの会、NPO 法人文化学習協同ネットワーク）
- 意見交換

第4回（5/17）15:00～17:00

- 委員からの報告（NPO 法人 ISIS、ハローワーク）
- 意見交換

第5回（6/7）15:00～17:00

- ワールド・カフェ方式による意見交換会（明治学院大学 新保教授）

第6回（6/28）15:00～17:00

- 委員からの報告（首都大学東京 岡部教授）
- 報告書の骨子案に関する意見交換

第7回（7/9）15:00～17:00

- 報告書案に関する意見交換

第8回（7/23）15:00～19:00

- 報告書のとりまとめ